

田辺小学校PTA会則

第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、京都府京田辺市立田辺小学校PTAといい、事務局を田辺小学校（以下「本校」という。）内に置く。

(会則及び規定)

第2条 本会の運営は、会則及び別に定める規定による。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の学習と親睦を深め、学校と家庭が一体となって相互理解を深めるとともに、学区内に明るい教育環境をつくり、すべての児童の福祉を増進し、あわせて学校教育及び家庭教育の振興に努めることを目的とする。

(活動方針)

第4条 本会の目的を達成するために、次に掲げる方針によって会務を遂行する。

- (1) 教育を本旨とする社会教育関係団体として活動する。
- (2) 学校の管理運営又は教職員の人事については干渉しない。
- (3) 営利的活動、宗教的活動及び政治的活動に関与しない。
- (4) 自主的な運営を行い、他の団体等からの支配や干渉を受けない。

(事業)

第5条 本会の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 明るく生き生きとした学校づくりに会員すべて力を合わせ、児童の福祉増進に努めること。
- (2) 家庭生活の改善や、よりよい社会をつくることに努力すること。
- (3) 会員相互の学習と親睦を図ること。
- (4) その他、目的を達成するために必要なこと。

2 事業年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(地域制)

第6条 本会の運営上、「河原」、「新田辺東」、「新田辺西」、「北田辺」、「南田辺」及び「興戸」の6地域を設ける。

第2章 会員

(資格)

第7条 本会の会員は、本校に在籍する児童の父母（又はこれに代わる保護者）及び本校に勤務する教職員とする。

(権利義務)

第8条 会員は、会則により、本会の役員や委員に就任すること、その選出をすること、総会に出席して動議を提出すること及び賛否を表明することができる。

2 会員は、本会の目的を達成するために協力し、第20条に定める会費を納めなければならない。

第3章 役員

(役職等)

第9条 本会に、次に掲げる職及び定数の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 庶務 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 会計監査 2名

- 2 前項に掲げた役員とは別に、校務分掌により教職員が庶務に当たる。
- 3 市P等の会長当番年度においては、副会長を1名増員し、会計監査を1名減員することができる。なお、その場合、会長は、別に、会計監査として前年度役員の中から1名を委嘱しなければならない。

(選出)

第10条 会長、副会長、庶務、会計及び会計監査は、別に定める選挙規定により選出する。

(就任及び任期)

第11条 新役員は、4月1日に就任する。

- 2 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 会長は、3期にわたり就任することができない。

(任務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその代行をする。
- 3 庶務は、主要な会合の内容を記録し、本会の庶務を行う。
- 4 会計は、すべての収支の記録と領収書を保管し、年度末に監査を受けて決算報告を行う。
- 5 会計監査は、必要に応じて経理帳票が適正であるか否かを独立して監査し、その結果を総会において報告する。

(顧問)

第13条 本会に常任顧問を置き、顧問を置くことができる。

- 2 常任顧問は、校長及び教頭とし、顧問は、会長が歴代会長の中から必要に応じて委嘱する。
- 3 常任顧問は、本会の運営についての協議に加わり、顧問は、必要に応じて本会の運営に加わる。

第4章 委員、専門部及び委員会

(委員)

第14条 本会に、地域委員、学級委員及び専門部委員を置く。

- 2 地域委員及び学級委員の選出方法及び定数は、選挙規定による。
- 3 専門部委員は、地域委員及び学級委員が兼任する。
- 4 地域委員と学級委員を兼任することはできない。

(専門部)

第15条 本会に、次に掲げる専門部を置く。

- (1) ベルマーク部 1年
- (2) 保健給食部 2年
- (3) 文化部 3年
- (4) 体育部 4年
- (5) 広報部 5年
- (6) 教養部 6年
- (7) くすの木学級教育部 くすの木学級
- (8) 地域指導部

- 2 前項第1号から第7号までに掲げる各専門部については、それぞれ前項各号の右に掲げる学年等の学級委員及び教職員をもって構成し、各部長は学年委員長が兼務する。
- 3 地域指導部は、地域委員及び教職員をもって構成し、部長は各地域委員長の中から互選により選出する。

(常に置く委員会)

第15条の2 本会に、次に掲げる委員会を置く。

- (1) 運営委員会
 - (2) 学年(学級)委員会
 - (3) 地域委員会
 - (4) 専門部委員会
 - (5) 選挙管理委員会
- 2 運営委員会は、会計監査を除く役員(庶務となった教職員を含む。)、地域委員長、学年委員長及び常任顧問をもって構成する。ただし、同一年度において、同一家庭の複数の会員が構成員とならないようにする。
 - 3 委員会の委員長は、次に掲げる方法により選出する。
 - (1) 運営委員会については、会長が委員長となる。
 - (2) 学年(学級)委員会及び地域委員会については、委員の互選による。
 - (3) 専門部委員会については、各部長が委員長となる。
 - (4) 選挙管理委員会については、選挙規定による。

(臨時に置く委員会)

第15条の3 本会に、次に掲げる委員会を置くことができる。

- (1) 特別委員会
 - (2) 総委員会
- 2 特別委員会は、運営委員会の承認を得て、特定のことを検討、協議するため臨時に置くこととし、役員、顧問及び第14条に定める委員の中から数名をもって構成し、委員長は委員の互選により選出する。

なお、当該目的を達成し、任務を完了したときは、特別な手続を必要とすることなく解散する。
 - 3 総委員会は、総会を開催するいとまのないときに、総会に代わる議決機関として開催するもので、役員、顧問及び第14条に定める委員をもって構成し、委員長は会長とする。

(常に置く委員会の任務等)

- 第16条 運営委員会は、各委員会の事業計画及び運営並びに本会運営の全般について検討審議して実行に移すが、その決定は出席者の多数決による。
- 2 専門部委員会は、委員長が会長の承認を得て委員を召集し、各専門部の会務を計画し、運営委員会の承認を受けてその事業を実行する。
 - 3 選挙管理委員会は、選挙規定により運営する。

第5章 総会

(総会)

- 第17条 総会は、本会の最高議決機関で、原則として年2回開く。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- 2 総会は、会員の3分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。
 - 3 同一家庭で複数の会員のうち1人が出席した場合は、当該家庭の会員全員が出席したものとみなす。
 - 4 白紙委任状は、会長に委任されたものとみなす。
 - 5 総会の議決は、会則の改正を除き、出席者の多数決による。
 - 6 会則の改正は、総会の当日までに改正内容の要点を会員に通知し、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

7 総会に付議する事項は、次に掲げる事項とするとともに、会員に対して、開催に先立ち、その日時、場所及び議題を通知しなければならない。

(1) 報告事項

- ア 役員及び各委員の選出の結果
- イ 第18条により総委員会が議決した事項
- ウ その他、重要な事項

(2) 議決事項

- ア 会則の改正
- イ 事業並びに予算及び決算に関する事項
- ウ その他、重要な事項

(総委員会による議決)

第18条 総会を開催するいとまのない緊急を要する事項については、第15条の3第1項第2号に定める総委員会を開催し、協議することができる。

2 総委員会は、総委員会を構成する者の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。

3 総委員会の議決は、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第6章 会計

(会計)

第19条 本会の活動に必要な経費は、会費、寄付金、事業収益金及びその他をもってこれに充てる。

(会費)

第20条 本会の会費は、会員1名について月額200円とする。

(会計年度)

第21条 会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

第7章 その他

(慶弔)

第22条 会員に慶弔がある場合は、別に定める慶弔規定により対応する。

(選挙)

第23条 役員及び委員の選出は、選挙規定による。

(規定)

第24条 規定については、運営委員会で協議のうえ決定する。

附 則 (平成14年3月改正)

上記の改正は、平成14年4月1日から実施する。ただし、第9条第1項及び同条第3項の改正については、平成15年度の役員の選出から適用する。

[改正]

昭和60年12月10日 (一部)、平成3年11月15日 (一部)、平成6年4月1日 (一部 (第20条))、平成9年5月17日 (一部)

田辺小学校PTA選挙規定

【PTA本部役員及び各種委員選出に伴う基本理念】

田辺小学校PTA会則第1章総則の(目的)項第3条を達成するためには、田辺小学校に通学する児童を持つ会員は、1児童が在学期間中に本部役員・各種委員等への参加機会を平等に有し、積極的な参加を基本とする。本部役員・各種委員を全てのPTA会員が平等に参加し、活動する機会を得ることを基本的な考えとして公平な選出を行うこととする。

第1章 選挙管理委員会

(目的)

第1条 選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、次年度の本部役員、地域委員及び学級委員の選出事務全般を行い、その結果を総会で報告する。

(委員長、副委員長及び委員の委嘱)

第2条 会長は、委員会の委員長及び副委員長を委嘱する。

2 会長は、本部役員選出事務については、当年度運営委員を委員として委嘱する。また、学級委員選出事務については前年度学級委員を委員として委嘱する。

3 委員は、1家庭から1名に限る。

(委嘱の時期)

第3条 前条の委嘱は、12月上旬までにその手続を終えなければならない。

(委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は、会長から委嘱を受けた日から総会までとする。

(計画)

第5条 第1回の委員会を1月中旬までに開催し、次年度の役員及び委員の選出日程等を計画する。

第2章 選挙等の総則

(元役員等の辞退)

第6条 元役員(会計監査を除く。)若しくは委員又は前役員(会計監査を除く。)若しくは委員は、次に掲げる区分に従い、再度、役員又は委員になることを辞退することができる。

(1) 運営委員会の構成員であった役員又は委員及びその家族会員は、役員又は委員でなくなる年度以降運営委員会の構成員になることを永久に辞退することができる。

(2) 運営委員会の構成員であった役員又は委員は、役員又は委員でなくなる年度以降運営委員会の構成員ではない委員になることを5年間辞退することができる。

(3) 運営委員会の構成員ではなかった委員は、委員でなくなる年度以降2年間は、最も新しく就任していた委員になることを辞退することができる。

(4) 運営委員会の構成員である役員に選出された役員の同一家族会員は、同一年度の全ての委員を辞退することができる。

2 前項に基づき辞退を希望する者は、辞退しようとする年度ごとに選挙管理委員会に対して届け出るなど、所定の手続をとらなければならない。

(選出された者の辞退)

第7条 選出された役員及び委員の辞退は認めない。ただし、次に掲げる理由の場合は、委員会の委員の3分の2以上の承諾を得て、辞退することができる。

(1) 選出された者が、今後、長期にわたり入院を要する、又は通院で6カ月以上の治療を要する場合

(2) 選出された者が、2親等以内の親族の看護をしなければならない場合

2 前項ただし書に基づき辞退を希望する者は、医師の証明書を選挙管理委員会に提出しなければならない。

3 第1項ただし書に定める辞退があった場合は、選挙における次点者を繰り上げて選出する。

(告示)

第8条 委員会の委員長は、投票日の30日前までに会員に対して選挙の期日を告示しなければならない。

(立候補又は辞退の手續期間)

第9条 立候補又は辞退を希望する者は、告示後1週間以内に、委員会に対して所定の手續をとらなければならない。

(立候補)

第10条 会員は、役員又は委員に立候補できるが、立候補した役員又は委員になるためには、信任投票により投票者の過半数の信任を得なければならない。

2 前項の信任を得られなかった者は、次年度選挙までは、すべての役員及び委員に立候補できない。

(選挙用紙の配布等)

第11条 本部役員、地域委員及び学級委員の選挙用紙の配布及び回収については、学級担任に依頼する。

第3章 本部役員の選出

(選出の方法)

第12条 会則第9条第1項に定める役員は、各地域において、委員会の定める定数に従って投票により選出する。

2 委員会は、各地域ごとの定数を定める場合、会員総数に対する各地域の会員数の割合に応じた配分(地域比例代表制)をするものとする。ただし、各地域に最低1名の定数を割り当てなければならない。

3 役員の選出に当たっては、次に掲げる区分に基づき、男性会員、女性会員が均等に選出されるよう、取り扱わなければならない。

(1) 定数が複数の地域については、男性会員、女性会員の双方から選出しなければならない。

(2) 定数が1名の地域については、その半数の地域では男性会員から、残りの半数の地域では女性会員から、それぞれ選出しなければならないが、男性会員から選出した年度の次年度は女性会員から、女性会員から選出した年度の次年度は男性会員から選出するものとする。

4 委員会は、前項に基づき、年度ごとに各地域における具体的な取り扱いを定める。

5 各地域における投票において、同数票の獲得者があった場合は、その者による互選により選出するが、互選によっても選出できないときは、その者のみを候補者とする再投票を行い選出する。

(互選)

第13条 会長、副会長、庶務、会計及び会計監査は、委員会の委員長の立ち会いの下で互選により決定する。

(被選挙人名簿の作成)

第14条 被選挙人名簿の作成に当たっては、第6条に基づき辞退する者が役員に選ばれることのないように該当箇所に斜線を引くものとする。

(選出結果の報告)

第15条 委員会の委員長は、選出された役員の氏名を現会長に報告するとともに、総会で会員に報告する。

第4章 地域委員の選出

(定数)

第16条 地域委員の定数は、各地域6名を原則とするが、地域の実情により地域委員長が会長と協議のうえ、増減することができる。

(委員長及び副委員長)

第17条 地域委員長及び地域副委員長は、互選により決定する。

(選出時期)

第18条 選出は、本部役員の選出後速やかに行う。

(被選挙人名簿の作成)

第19条 被選挙人名簿の作成に当たっては、新本部役員が地域委員に選ばれることのないように該当箇所に斜線を引くものとする。

附則 地域委員選出に当たっては、当面地域の実情に合わせて運用するが、速やかに会則に準じた地域の選出方法を検討すべきである。将来的には、地域仲良し会を選挙区として地域委員を選出するのが望ましい。

第5章 学級委員の選出

(定数)

第20条 学級委員の定数は、各学級3名とする。

(互選)

第21条 学級委員長、学級副委員長、学年委員長及び学年副委員長は、互選により決定する。

(調整)

第22条 異なる学年の児童をもつ会員が、複数の学級委員に選出された場合は、高学年の学級の委員となる。

2 同一学年の児童を複数もつ会員が、複数の学級委員に選出された場合は、選出された者が希望する学級の委員となる。

(選出時期)

第23条 選出は、学級編制後速やかに行う。

(被選挙人名簿の作成)

第24条 被選挙人名簿の作成に当たっては、新本部役員及び地域委員が学級委員に選ばれることのないように該当箇所に斜線を引くものとする。

附 則 (平成23年2月改正)

上記の改正は、平成23年4月1日から実施する。ただし、第6条の改正については、平成24年度の役員の選出から適用する。尚、この適用範囲はその適用から5年間遡り、平成19年度役員及び委員からとする。

[改正]

昭和60年12月10日、平成4年3月7日、平成10年12月8日、平成12年3月2日、平成14年2月、 令和元年11月22日